

「地域密着型通所介護」重要事項説明書

当事業者はご契約者に対して地域密着型通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 当法人の概要

法人種別・名称	生協法人 生活クラブ生活協同組合
代表者	理事長 篠崎 みさ子
法人所在地	横浜市港北区新横浜 2-8-4 電話番号 045-472-7050 Fax 045-472-0999
設立年月	昭和46年7月9日
業務概要	食品等の共同購入事業、福祉事業、共済事業等
事業所数	・共同購入配送センター 10事業所 ・通所介護事業所 3カ所 ・地域密着型通所介護事業所 3カ所 ・介護予防通所サービス事業所 6カ所 ・居宅介護支援事業所 5カ所 ・介護予防支援事業所 3カ所 ・訪問介護・介護予防訪問サービス事業所 6カ所 ・障害者総合支援事業（居宅介護・重度訪問介護） 4カ所 ・地域包括支援センター 1カ所 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業 2カ所

2. 当事業所の概要

事業所名	生活リハビリクラブ鴨居
所在地	横浜市緑区鴨居町 2 4 3 0 - 1
電話番号	045-932-0740 Fax 番号 045-929-3803
介護保険指定事業所番号	1 4 7 3 3 0 0 0 6 7 号
指定年月日	平成 1 1 年 1 1 月 1 日
管理者	波多野 新八（第1号通所事業と兼務）
定員	1 5 名（地域密着型通所介護）
併設のサービス	・介護予防・訪問介護事業（ホームヘルプ） ・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所（ケアプラン作成）
サービス提供地域	緑区鴨居、東本郷、竹山、白山、中山

*その他の地域については、ご相談に応じます。

3. 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して地域密着型通所介護事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（令和6年5月1日現在）

職種	従事する業務	人員
管理者	通所介護事業所の管理業務	1名
生活相談員	相談業務、サービスの調整 事業者との連絡	3名（常勤1名、非常勤2名）
介護職員	通所介護の提供	9名（常勤1名、非常勤8名）
機能訓練指導員	機能訓練	2名（常勤0名、非常勤2名）
看護師	看護	2名（常勤0名、非常勤2名）

4. 営業日及び営業時間

- ・営業日 : 月曜日から土曜日とし、定休日を日曜日とする。祝日も営業する。
ただし、1月1日から3日を除く。
- ・営業時間 : 午前9時～午後6時
- ・サービス提供時間 : 午前9時30分～午後4時30分

5. 事業の目的

要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とします。

6. 当法人のサービス方針等

- 1) 当事業所において提供する地域密着型通所介護は、介護保険並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常の生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話、機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。
- 2) 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に地域密着型通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 3) 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。
- 4) 的確な介護技術をもってサービスを提供します。
- 5) 提供したサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。
- 6) 居宅サービス計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供します。
- 7) 生活リハビリクラブ鴨居は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- 8) 生活リハビリクラブ鴨居の事業計画、財務内容などの閲覧はできますので、ご希望の方はお申し出ください。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、料金体系は以下の2点があります。

- ◆ 利用料金が介護保険から給付される場合：介護保険給付対象サービス
- ◆ 利用料金の金額をご契約者に負担頂く場合：介護保険対象外サービス

1) 介護保険給付対象のサービス

以下のサービスについては利用料金の通常9割（又は8割・7割）が介護保険から給付されます。加算対象サービスについては全利用者対象のもの、利用者の選択制となるものがあります。利用するサービスの種類や、実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで地域密着型通所介護計画に定めます。

(1) 共通のサービス

- ① 食事の介助（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払頂きます。）
 - ・ 食事の準備、介助を行います。
 - ・ 当事業所では、安心安全で旬の食材を使用し、手づくりの家庭的な食事を提供します。
- ② 排泄：排泄の介助を行います。
- ③ 送迎サービス
 - ・ ご希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、別途料金をご負担いただきます。
 - ・ 送迎時間に関しては別途ご確認下さい。

(2) 加算対象サービス

- ① 入浴加算（Ⅰ）
 - ・ 利用者の様子を観察し、見守りしながら安心して入浴して頂けるよう介助致します。
 - ・ 入浴された場合算定します。
- ② サービス提供体制強化加算（Ⅱ）
 - ・ 介護福祉士の割合が介護職員の50%以上配置されておりますので、加算料金をご負担いただきます。
 - ・ 全利用者が対象となります。
- ③ 介護職員等处遇改善加算（Ⅰ）（支給限度額管理の対象外）
 - ・ 所定単位数の9.2%が加算となりますので、加算料金をご負担いただきます。
 - ・ 全利用者が対象となります。
- ④ 科学的介護推進体制加算
 - ・ 科学的に妥当性のある指標等（日常生活指標、栄養状態等）を介護現場で収集、蓄積、分析し、その成果を介護現場にフィードバックし科学的裏付けに基づいた介護を行います。

- す。この体制について加算料金を負担いただきます。
- ・全利用者が対象となります。

2) 介護保険対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ①介護保険給付の支給限度額を超える通所介護サービスの利用
介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。
- ②食事の提供にかかる費用
利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。
料金：1回当たり880円（おやつ代80円含む）
- ③アクティビティ
利用者の希望によりアクティビティに参加していただくことができます。但し、特別な材料のかかる物については、別途材料費をいただきます。
- ④複写物の交付
利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
1枚につき：10円
- ⑤日常生活上必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で利用者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
おむつ代：実費 パット代：実費
- ⑥通常サービス提供時間（9：30～16：30）を超えてサービスを提供する場合に要する費用
9：00～9：30、16：30～18：00 30分につき600円
9：00以前、18：00以降 30分につき750円
- ⑦通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する費用
通常の実施地域を越えた地点から片道30円/1km

3) 利用料金のお支払方法

前記1)、2)の料金・費用は下記の通りです。料金・費用は1か月ごとに計算してご請求しますので、翌月自動口座引き落とし（ご指定の口座から月1回）によりお支払い下さい。

	1 回	1 カ 月 (回)
介護度	円	円
入浴（入浴介助加算Ⅰ）	円	円
昼食代	円	円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	円	円
科学的介護推進体制加算	円	円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	円	円
合計	円	円

※金額は目安です。ご利用回数等により変動します。

※実際には、その月の利用回数の点数を合計して算出しますので、表の料金より数円の誤差が生じます。

4) サービス利用の中止

- ①利用者がサービスの中止をする際には、すみやかにサービス利用の前日までに下記までご連絡ください。
・連絡先（電話）：045-932-0740
- ②利用者の都合による前日17時以降または当日の中止は、キャンセル料として、1回880円を申し受けることとなりますので、ご了承ください。キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

8. 契約の終了について

- 1) 利用者はいつでも申し出ることにより、この契約を解除することができます。
- 2) 事業所は次の事由に当てはまる場合、利用者に対して、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 利用者又は家族が、事業者や職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合
 - ② 利用者が要介護認定の更新で、非該当（自立）と認定された場合、所定期間の経過をもってこの契約は終了します。

9. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

10. 非常災害対策

- 1) 非常災害に備え、年2回以上防災訓練を実施するとともに、防災訓練マニュアルを整備し、速やかな避難ができるようにします。
- 2) 災害時は、利用者を最寄りの避難所に避難していただき、家族へ連絡をします。また、規模に応じ、生活クラブ生協職員の協力を仰ぎ対応します。

11. 相談窓口、苦情対応

- 1) サービスに対する相談や苦情については、担当者及び事業者で対応します。

事業所（生活リハビリクラブ鴨居） 管理者 波多野 新八	電話番号 045-932-0740 Fax 番号 045-929-3803
--------------------------------	--

- 2) 次の公的機関においても苦情申し出等ができます。

市町村介護保険窓口	所在地 横浜市緑区役所介護保険担当 電話番号 045-930-2315
神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険課介護苦情係	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447
横浜市福祉調整委員会事務局（健康福祉局相談調整課）	所在地 横浜市中区本町6-50-10（新市庁舎15階） 電話 045-671-4045

12. 秘密の保持

- 1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- 2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を書面により得るものとします。
- 3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

13. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 4. 虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- 3) 虐待を防止するための従業者に対する年1回以上の定期的な研修を実施します。
- 4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 5) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5. 業務継続計画の策定等

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2) 介護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6. 衛生管理等

- 1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図ります。
- 2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 3) 介護職員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。
- 4) 事業所は介護職員等の清潔の保持及び年1回の健康診断を行い健康状態の管理に努めます。また、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めます。

1 7. 従業者の研修

従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

- 1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
- 2) 継続研修 随時

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結に当り、上記により重要事項を説明し、交付しました。

(事業者) 事業者名 生活リハビリクラブ鴨居

説明者

印

サービス契約の締結に当り、上記のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

(利用者) 氏名

印

(代理人または立会人) (続柄)

氏名

印

「第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）」重要事項説明書

当事業者はご契約者に対して第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 当法人の概要

法人種別・名称	生協法人 生活クラブ生活協同組合		
代表者	理事長 篠崎 みさ子		
法人所在地	横浜市港北区新横浜 2-8-4 電話番号 045-472-8101 Fax 045-472-0999		
設立年月	昭和46年7月9日		
業務概要	食品等の共同購入事業、福祉事業、共済事業等		
事業所数	・共同購入配送センター 10事業所 ・通所介護事業所 3カ所 ・地域密着型通所介護事業所 3カ所 ・介護予防通所サービス事業所 6ヶ所 ・居宅介護支援事業所 5カ所 ・介護予防支援事業所 3カ所 ・訪問介護・介護予防訪問サービス事業所 6カ所 ・障害者総合支援事業（居宅介護・重度訪問介護） 4カ所 ・地域包括支援センター 1カ所 ・（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業 2カ所		

2. 当事業所の概要

事業所名	生活リハビリクラブ鴨居		
所在地	横浜市緑区鴨居町2430-1		
電話番号	045-932-0740	Fax 番号	045-929-3803
介護保険指定事業所番号	1473300067号		
指定年月日	平成11年1月1日		
管理者	波多野新八（通所介護と兼務）		
定員	15名（小規模型通所介護の利用と合わせて）		
併設のサービス	・介護予防・訪問介護事業所（ホームヘルプ） ・居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所（ケアプラン作成）		
サービス提供地域	緑区鴨居、東本郷、竹山、白山、中山		

*その他の地域については、ご相談に応じます。

3. 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して地域密着型通所介護サービス及び第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(2024年5月1日現在)

職種	従事する業務	人員
管理者	介護予防通所介護事業所の管理業務	1名
生活相談員	相談業務、サービスの調整 事業者との連絡	3名（常勤1名、非常勤2名）
介護職員	通所事業の介護の提供	9名（常勤1名、非常勤8名）
機能訓練指導員	機能訓練	2名（常勤0名、非常勤2名）
看護師	看護	2名（常勤0名、非常勤2名）

4. 営業日及び営業時間

- ・営業日：月曜日から土曜日とし定休日を日曜日とする。祝日も営業する。

ただし、1月1日から3日を除く。

- ・営業時間： 午前9時～午後6時
- ・サービス提供時間：午前9時30分～午後4時30分

5. 事業の目的

要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うことを目的とします。

6. 当法人のサービス方針等

- 1) 当事業所において提供する第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）は、介護保険並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。事業の実施に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常の生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話、機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。
- 2) 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）計画書を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- 3) 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明します。
- 4) 的確な介護技術をもってサービスを提供します。
- 5) 常に提供したサービスの質の管理、評価を行います。
- 6) 介護予防サービス計画書が作成されている場合は、当該計画に沿った第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）を提供します。
- 7) 生活リハビリクラブ鴨居は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束は行いません。
- 8) 生活リハビリクラブ鴨居の事業計画、財務内容などの閲覧はできますので、ご希望の方はお申し出ください。

7. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、料金体系は以下の2点があります。

- ◆ 利用料金が介護保険から給付される場合：介護保険給付対象のサービス
- ◆ 利用料金の金額をご契約者に負担頂く場合：介護保険対象外のサービス

1) 介護保険給付対象のサービス

以下のサービスについては利用料金の通常9割（又は8割・7割）が介護保険から給付されます。加算対象サービスについては全利用者対象のもの、利用者の選択性となるものがあります。利用するサービスの種類や、実施日、実施内容等については、介護予防サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議したうえで第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）介護計画に定めます。

(1) 共通のサービス

- ・契約者が自立した生活をおくるために、能力に応じて食事・入浴・排泄などの必要な介助を行います。
- ① 食事（ただし、食事の提供にかかる費用は別途お支払頂きます。）
 - ・食事の準備、介助を行います。
 - ・当事業所では、安心安全で旬の食材を使用し、手づくりの家庭的な食事を提供します。
- ② 送迎サービス
 - ・ご希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、別途料金をご負担いただきます。
 - ・送迎時間に関しては別途ご確認下さい。

(2) 加算対象サービス

① サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

- ・介護福祉士の割合が介護職員の50%以上配置されておりますので、加算料金をご負担いただきます。
- ・全利用者が対象となります。

② 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（支給限度額管理の対象外）

- ・所定単位数の9.2%が加算となりますので加算料金をご負担いただきます。
- ・全利用者が対象となります。

③科学的介護推進体制加算

- ・科学的に妥当性のある指標等（日常生活指標、栄養状態等）を介護現場で収集、蓄積、分析し、その成果を介護現場にフィードバックし科学的裏付けに基づいた介護を行います。この体制について加算料金を負担いただきます。
- ・全利用者が対象となります。

<サービスの利用頻度>

☆利用する曜日や内容等については、介護予防サービス計画に沿いながらご契約者と協議の上決定し、第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）介護計画に定めます。

ただし、ご契約者の状態変化、介護予防サービス計画に位置付けられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

2) 介護保険対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①食事の提供にかかる費用

利用者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金：1回当たり880円（おやつ代80円含む）

②アクティビティ

利用者の希望によりアクティビティに参加していただくことができます。但し、特別な材料にかかる物については、別途材料費をいただきます。

③複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき：10円

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で利用者に負担頂くことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代：実費

⑤通常サービス提供時間（9：30～16：30）を超えてサービスを提供する場合に要する費用

9：00～9：30、16：30～18：00 30分につき600円

9：00以前、18：00以降 30分につき750円

⑥通常の事業の実施地域を超えて行う送迎に要する費用

通常の実施地域を越えた地点から片道30円/1km

3) 利用料金のお支払方法

前記1)、2)の料金・費用は下記の通りです。料金・費用は1か月ごとに計算してご請求しますので、翌月自動口座引き落とし（ご指定の口座から月1回）によりお支払い下さい。

	1ヵ月
要支援（回/週）	円
昼食代880円×（ ）回	円
サービス提供体制加算Ⅱ	円
科学的介護推進体制加算	円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	円
合計	円

※金額は目安ですので、誤差が生じることもあります。

※昼食代を除き、1ヵ月あたりの料金です。昼食代のみ利用回数により変動します。

4) サービス利用の中止

①利用者がサービスの中止をする際には、すみやかに下記の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：045-932-0740

②利用者の都合による前日17時以降または当日の中止は、キャンセル料として、1回880円を申し受けることとなりますので、ご了承ください。キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

8. 契約の終了について

- 1) 利用者はいつでも申し出ることにより、この契約を解除することができます。
- 2) 事業所は次の事由に当てはまる場合、利用者に対して、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- ③ 利用者又は家族が、事業者や職員又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体暴力（たたく等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）のハラスメント行為を含む）を行い、その状態が改善されない場合
- ④ 利用者が要介護認定の更新で、非該当（自立）と認定された場合、所定期間の経過をもってこの契約は終了します。

9. 緊急時の対応

サービス提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づき、家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

医療機関等	主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

10. 非常災害対策

- 3) 非常災害に備え、年2回以上防災訓練を実施するとともに、防災訓練マニュアルを整備し、速やかな避難ができるようにします。
- 2) 災害時は、利用者を最寄りの避難所に避難していただき、家族へ連絡をします。また、規模に応じ、生活クラブ生協職員の協力を仰ぎ対応します。

11. 相談窓口、苦情対応

- 1) サービスに対する相談や苦情については、担当者及び事業者で対応します。

事業所（生活リハビリクラブ鴨居） 管理者 波多野 新八	電話番号 045-932-0740 Fax 番号 045-929-3803
--------------------------------	--

- 2) 次の公的機関においても苦情申し出等ができます。

市町村介護保険窓口	所在地 横浜市緑区役所介護保険担当 電話番号 045-930-2315
神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険課介護苦情係	所在地 横浜市西区楠町27-1 電話番号 045-329-3447
横浜市福祉調整委員会事務局（健康福祉局相談調整課）	所在地 横浜市中区本町6-50-10（新市庁舎15階） 電話 045-671-4045

12. 秘密の保持

- 1) 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- 2) 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を書面により得るものとします。
- 3) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- 4) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとします。

13. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

1 4. 虐待防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- 3) 虐待を防止するための従業者に対する年1回以上の定期的な研修を実施します。
- 4) 前号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 5) 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5. 業務継続計画の策定等

- 1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- 2) 介護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 6. 衛生管理等

- 1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員等に周知徹底を図ります。
- 2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 3) 介護職員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行います。
- 4) 事業所は介護職員等の清潔の保持及び年1回の健康診断を行い健康状態の管理に努めます。また、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めます。

1 7. 従業者の研修

従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備します。

- 1) 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
- 2) 継続研修 随時

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結に当り、上記により重要事項を説明し、交付しました。

(事業者) 事業者名 生活リハビリクラブ鴨居
説明者 印

サービス契約の締結に当り、上記のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

(利用者) 氏名 印

(代理人または立会人) (続柄)

氏名